

校 友 会 報

第 1 4 号 (特 集 号)

昭 和 4 3 年 1 2 月 1 日

日 本 大 学 工 学 部 校 友 会

福 島 県 郡 山 市 田 村 町 徳 定

電 話 郡 山 2-1563

郵 便 番 号 9 7 9-6 6

発 行 人 小 林 剛

編 集 人 武 藤 貞 泰

母 校 の 紛 争 に つ い て



母校日本大学は建学以来何んの争いもない、平和な学園であると、自他共に認め、それを誇りとしてきたのでありますが、本年2月大学本部、並びに11学部、2附属高校に対して、東京国説局は源泉課説についての総合調査を実施しましたが、この調査以来、母校

日本大学に関する、一連の新聞、テレビ等の報道等に端を発して、6月初旬に各学部で学生運動が起り、遂に文理学部から、経済学部、法学部と次々と紛争が各学部波及し、不幸にして、工学部も9月4日一部の学生によって本部校舎を占拠、バリケードを構築いたしました。会といたしましてはこの紛争に対して6月20日から紛争の問題点をとらえ、学部当局・並びに工斗委に対して紛争の早期解決を熱望いたして参りましたが、今次紛争の本質が授業料値上反対などの単純な紛争ではなく、学園の民主化をスローガンとした、大学の体質改善の紛争であろうかと思ひます。即ち大学の諸規定、規約制度・人事機構制度・財政経理面等の全面的改正を要求したものであります。また一部では上層部の派閥の争いでもあるともいわれており、非常に巾広く奥深い感がいたします。これらの諸事情によってか全日本大学の校友会は積極的な行動は起こしておらない現状であります。校友諸兄弟にはこの未曾有の学生運動に対して心を痛められ、いち早く詳しい真相を御承知になりたかったことは充分察して参りましたが、紛争が進行中であり、日々流動する中で不確実の報告も慎むべきかと考えまして今日に至りましたことを何卒御了承願ひます。では今次紛争の解決の時点

日 本 大 学 工 学 部 校 友 会

会 長 根 本 年 雄

であります。理事会は全共斗・工斗委に対して何んらかの形で要求されている諸項目について回答をしないてはなりません。これが理事会が主張している回答方式と全共斗の主張している方式が異っていることが問題になっております。即ち理事会は代表制の団交を主張し、全共斗は大衆団交によってのみ交渉することを強く主張し平行線を辿ってきている現況であります。会といたしましては当然全共斗の考えている大衆団交には反対であるが、一般学生の卒業、進学がリミットにきている現今、日本大学全学部が同日一斉に学部集合を開催する勇断を学部当局に期待しているところであり、この学部集合によってのみ紛争が平和裡に解決する唯一の手段ではなかろうかと考えております。幸い学部当局におかれましても、全力をあげて学部集会開催に奔走しておりますので、会はこの学部集会を成功させるために、一部学生と工斗委にたいして絶対暴力行為を排除するよう切望するとともに、一般学生と父兄の立場をよく理解させ、一日も早く平和な学園に復帰するよう努力いたす心算でございますので校友諸兄弟には今後の動きに希望をもって凝視して戴きたいと念願するものであります。(第4回機械科卒、国鉄郡山工場勤務)

校 友 会 経 過 報 告

6月14日 学部側に事情聴取

根本会長はじめ理事各位校友会館に集合し、学監の横井教授を招き発生した今次問題について事情を聞き、併せて質疑を交わし理解を深める。

6月20日 理事会

日大紛争について更にその真相を究明するとともに校友会の態度、学部、学生の動きについて調査す

る。

6月26日 工科校友会に事情聴取

紛争が急を告げた感があるので、半沢副会長小林事務局長上京し中央の状況を調査すると共に工科校友会の態度等について質疑す。

7月9日 一般学生から事情聴取

一般学生代表を校友会館に呼び、学生によるスト権確立について質問すると共にかくならぬ事を要請する。

7月11日 理事会—学部首脳と会談

紛争問題について学部側代表と会談、学部当局の考え方を聴取すると共に早急に解決するよう要望す。

7月24日 役員会

学部当局にあっては8月31日に全力を傾注しているので校友会としては、学部当局側に立って時局静観の型をとる。

8月7日 学部長と会談

根本会長、鈴木理事学部長を訪ね問題解決に当り教授会一団となって紛争解決に努力するむね要請す。

8月20日 理事会

学部問題について現状分析した結果、夏期休暇のため特別な動き見られずとの意見一致、校友会として現状のまま静観との態度変えず。

8月23日 工斗委より資金援助の申し入れ

工学部斗争委員会より今次紛争に対する資金援助の申し入れ有る。

9月4日 バリケード構築

工学部斗争委員会（大塚規雄委員長）は午後1時過ぎ本学部管理棟を占拠し、ただちにバリケードの構築に動く。

9月5日 工斗委代表と話し合う

会長、武田副会長、小林事務局長が工学部斗争委員会会計部長を校友会館に呼び、工斗委が要求している資金援助は出来ぬむね報告すると共に前日行なわれた管理棟封鎖について一方的な行為故早急に学部当局に返還すべく強く要請する。

9月9日 理事会—学部側首脳と会談

武田副会長外理事各位校友会館に参集し、学部仮本部を訪ね学部側首脳と会談、早急に善処するよう申し入れると共に工斗委側にも同じように申し入れる。

9月10日 理事の出動—工斗委と会合

根本会長はじめ理事各位管理棟内に陣取る工斗委員長を訪ね、解決策に導びくべく交渉を行ったが、要求5項目完全履行までバリケードを解く意志なきとの事にて物別れに終わった。

9月11日 学部集会開かる

開成山公園に於いて学部集会が開催、武田副会長小林事務局長、鈴木理事、関根理事、終会に至るまで学部側、学生側の動きを静観す。この時点において学部当局より校友会としての介入をせぬようにと申し入れがある。

9月17日 役員会

校友会が学部紛争について解決を図るべく方法等について協議す。

9月24日 石田工学部事務長と会談

会長外理事参集し斗争委員の動静を注視すると共に学部の石田事務長と会談学部内の動き等について意見を求むる。更に工斗委側に会見を申し入れる。

9月27日 全共斗来郡—理事出動

東京より全学共斗会議の数十名のヘルメット姿の学生本学部に乗り込み工斗委と合流す。この時点を重視会長外理事緊急に出動する。

10月3日 校友会県支部の会合

日本大学校友会県支部の総会が開かる、会長他理事出席する。

10月5日 地域校友との会談

校友会役員と地域校友との会談を開き、学部紛争について意見を交わし、解決の一助として父兄に呼びかけてはとの意見にてまとまる。

10月14日 火災発生する

学部管理棟において火災発生、会長外理事出動し、学部当局、工斗委、一般学生から事情聴取を行なう。

10月15日 理事会—声明文発表

学園火災発生に対して声明文を発表するとの見解まとめる。

10月17日 声明文発表

10月19日 役員会

紛争解決を促進するため、学部当局側と工学部斗争委員会に対して声明書を手渡す。

10月24日 理事会

今次紛争に伴う日本大学県支部に対する協力方法等について協議。一方一般学生と称する学生から要求のあった資金援助の件について検討する。

11月1日 役員会—三者会談について

学部紛争について校友会総会を開催するかどうかという点にて検討した結果、暫らく静観するべく決議さる。11月8日に校友会、学部側工斗委の三者会談を行なうむね準備するが工斗委側の不参加通知により流れる。

11月4日 会長上京す

根本会長外理事上京し工科校友会を訪ね、今次紛争について本部、各学部の情勢等を検討して来る。

11月8日 紛対委と会談

会長外理事学部側紛争対策委員会と会談校友会の

基本的態度について説明且つ早期解決策を見い出すべく申し入れを行なう。

11月13日 新学部長と会合

会長外理事数名、野引新学部長と会談、早期解決を求めると共に卒業、留年等遺憾なきよう申し入れる。

11月21日 理事会

一般学生と工斗委学生による暴力事件について協議、いかなる時点においても暴力は認めず基本線を打ち出す。会報特集号を発行し全校友に知らせるべく議決さる。

11月25日 父兄会と会談

工学部父兄会代表と校友会理事会談す、紛争解決に関して双方の意見交わす。

11月29日 一般学生と会合

一般学生の有志にて組織されている学園正常化推進委員会の学生代表と会合、紛争について意見を交わすと共に暴力事件に関して暴力のいかなる行為をも認めず校友会の態度を強く要請する。

11月30日 学部当局と会談

工学部当局側を訪ね、一般学生の動きについて意見を交わすと共に学部当局側の前向きなる姿勢を求める。学部集会の早期開催を要望す。

御 挨 拶

日本大学工学部長 野 引 勇

寒さも身にしみる時節になって参りましたが、校友各位におかれましては各分野において、益々御活躍のことと存じます。

さて、学園内問題多難の折、広川前部長の後を受け10月30日付で学部長に就任致しました。長期に亘る紛争のため、教育研究をはじめ、学部事務等にも、種々の支障を来たしている現状を早急に解決することが目下の急務であります。この中にあっても学園民主化の方向で種々の機構改革をはじめ、諸規定の改廃、運営方法の改良等を行なって参りましたが、尚今後の努力

にまつものが多々残されております。然し民主化の基本方針が確認され、その方向に動いている現時点で学園を正常な状態に戻した上で、更に今後の努力を続けて行くべきであると考えます。

この方針に従って教職員、学生と共に身をもって事に当って参りたいと存じますので校友各位におかれましては、私達の今後の行動を見守り御支援下さいますようお願い申し上げます。昭和43年12月

(日本大学工学部一般科教授)

学園紛争解決の基を主体性の確立におく

日本大学工学部紛争対策委員会

委員長 小 倉 崑

◎新しい日本大学誕生のために

3月、いわゆる20億の問題が発生してから我が日本大学教職員・学生はともに起って、大福帳的经营の一新をさけび、ガラス張りの経理を要求して来た。民主的現代社会にあって世界屈指の規模をもつ日本大学の経営が今だに前近代的なものに留まっているということは、国際的責任においても国家社会の為にも決して許さるべきではないからである。「経営の近代化と学内民主化」は日本大学の学園紛争を解決する為には決して避けて通れない問題である。

工学部においても春以来「教学優先・学部自主」の

スローガンを掲げ、教師と学生とが一体となってクラス会や学部集会を開き、この問題を真剣に討論した結果、例えば学則31条による学生心得を自主的に廃止して「工学部準則」を作り、学部集会においてこれを確認しました。自来、2度3度に亘る教授会決議によって理事に新体制をせまり、寄付行為改正委員会に強力委員を送り込んで「学監辞表提出」をもって「新寄付行為における学部の自主性」を主張し、更には「全教職員決議文」と「工学部方式による全理事個別訪問」によって寄付行為の早期改正と理事の総退陣を要求致しました。

◎暴力否定

学園は平和の園であり、討論の場であります。暴力と言論抑圧は大学の破壊行為であります。9月11日の「開成山集会」はこの事を全学生に徹底させる為に開かれたものであります。(9月11日付学部長より学生諸君へ！) 9月4日の工学部闘争委員会による管理棟占拠と講義室封鎖に対して「不法である」との通告を発したのは他の者に発言の機会を与えることなく、実力を行使して授業を阻止したことが大学の精神に照して不法であると宣言したのであります。「新実験棟における授業」は学びつつ学園問題を推進し度いという多数4年生の意志を圧殺するわけにはいかなかったからであります。又、9月27日教授会の意向に始まって新実験棟から退去するに至ったのは一部学生の棒や石による防備と全共闘学生の実力による学内突入とから判断して暴力衝突のおこる可能性ありと考えたからであります。

火災事件の責任をとって広川前学部長が辞任したのは暴力否定の大原則が破られ、その結果学生が法に違反した疑いをもたれるに至ったからであります。(10月17日付「学生諸君並びに父兄各位へ」)

◎紛争対策委員会の成立

9月25日朝、新実験棟(7号館3階の研究室)で開かれた教授会において紛争対策委員会の設置が発議され、教授会メンバーは全員その委員となって紛争解決にとり組むことになり、会の性格や委員の選出方法などを決定しました。この委員会は単なる諮問機関ではなく、具体的に紛争問題に対処し、解決の為の諸方策を実行する委員会であります。

同日午後の各教室会議において、助教授・講師層より2名(一般教育は4名)、助手、副手層より2名ずつの委員が選出され、同時に事務職員からも7名の委員が選ばれて合計60名の委員が決まりました。

翌26日、7号館1階の学生実験室で委員会の設立総会が開かれました。学生の動向について緊迫した状況報告がつつぎつつぎにもたらされる中で激しい討論が進められ、この討論を通じて紛争問題解明に関する厳しい批判精神と紛争対策に関する慎重な態度は我々工学部教職員のもつ本来の姿であることを自然に確認し合ったのであります。学生の動きに緊急事態が生じたと報告されたのでそれに対処するために設立総会はやむなく途中で休止しましたが、上記の「批判精神」と「慎重な態度」とは基本姿勢として我々の心底にしっかりと定着し、その後の行動の規範となったのであります。

翌27日、工学部本部は学外退去のやむなきに至りました為、設立総会は中断のまま、学外本部設置その他のことに忙殺され、日曜日も含めて6日間の日時を経過してしまいました。

10月4日、開成山で開かれた教授会において、設立途中で歩行停止している対策委員会を具体的に組織化して発足させる方策が議され、その準備委員長として菊池教授が選出されました。準備委員は各科より1名を選ぶがその人選法は主任に一任、なお菊池教授はその顔ぶれを見て更に数名を指名して約10名の準備委員を召集し、そこで組織化の具体案を練るという申合せになりました。

翌5日に早速準備委員会がもたれ、「広報・渉外・教育研究・組織機構・建設管理・予算運営」の6小委員会に分れて紛争対策を練り、総務委員会において連絡調整を行なう」という対策委員会の組織原案を作りました。6日(日曜日)には準備委員会よりお願いした10数名の他の委員にもお集り頂いて総務委員会の性格その他について更に案を練って頂き、60名の委員以外の方々にどのようにして御協力願うかという具体案も討議しました。このようにして7日の設立総会が召集されたわけであります。

設立総会では(1)総会の構成メンバー(委員)を増員して77名とした後、(2)総会の運営方法を決定し、その方法に従って(3)6小委員会と総務委員会よりなる委員会の組織を原案通り可決し、(4)総務委員を選出し、その推薦によって菊池(秀)委員を委員長に小倉委員を副委員長に選出し、(5)各小委員長並びに各小委員会メンバーを決定しました。この設立総会における委員各位の熱心な討論によって

(1) 各小委員会はそれぞれ主題のことについて調査・立案・審議・執行するが、小委員会間の連絡調整はそれぞれの間で個々に行なうほか総務委員会にかけて調整の確認をする。

(2) 総務委員会は更に学部執行部との連絡調整をおこなって学部長の責任において対策委員会が実行できることを確認した上で執行する。

(3) 先例などによって取扱い方が比較的明白な場合、或は急を要する場合には委員長と学部との間で連絡調整して直ちに執行する。

(4) 対策委員会の構成・組織・運営法その他の重要事項は総会において決定する。その他のことがらについては総務委員会で決定し、総会に報告して承認を得る。などの事が確認されました。

◎紛争対策委員会の活動開始

直ちに各小委員会に分れて対策案を練りはじめ、9日には広報 No.1 を発行して9月以来の主な事項を整理して各委員に徹底させる一方、10日には次のような掲示を出して対策委員会の組織化の完了と活動開始を学園の内外に宣言しました。

「工学部紛争対策委員会は当面する学園の正常化を円滑に処理するため、すでに組織化を完了し、現在学園民主化の諸問題に対処中である。」

この揭示は「学園の正常化」を目的とする対策委員会が「学園民主化」の路線に沿って活動するという態度を表明したものであります。

12日には更に広報 No. 2 を発行して9月21日付理事会声明に対する全共闘学生の考え方を知る参考資料「回答書の批判」の全文を掲載しました。この間に広報委員会はまた9月30日付「工学部経過報告」に続く経過報告の原案作成にかかり、渉外委員会は10月3日付「大衆団交申入れ書」に記されている要求項目①～⑬について具体的な検討を始め、組織機構委員会は旧組織の実態を批判しつつ「新生工学部の組織機構」はいかにあるべきかの検討を始め、教育研究委員会は「教育研究の基本的姿勢」をいかにすべきかについての検討を始め、建設管理委員会は「学生会館」の管理運営について他大学の実態を調査し始める一方、今後の工学部建設計画について総合的な検討を始め、そして予算運営委員会は工学部のこれまでの予算決算について調査を始めておりました。

このように、それぞれ活潑な活動を開始しておりましたので、やがて、しっかりした基礎に立脚する諸方策を打出すことができると信じました。また、遠からず新生工学部の歩みも始まり、同時に民主化路線での主体的な学園正常化を実現することができると期待して、各自明るい希望をもって日々の活動を行っていた次第です。

◎火災事件による一大頓挫

ところが、委員会の成立後1週間目の10月14日未明、学園は最もみじめな事態に立ち至りました。いわゆる火災びん事件の発生であります。バリケードを実力で撤去しようとした学生とこれを実力で阻止しようとした学生とが火を投げ合ってついに管理棟の一部が焼失し、負傷者を出すに至ったのであります。

広川学部長はじめ学部執行部はこの事件を重く見て15日夜辞意表明によってその責任を明らかにし、学生に厳しい警告を与えましたが、同夜は対策委員会も生々しい初めての経験を致しました。

前日のような事件を決して再び惹き起さぬようにと厳重な警戒体制をしいた委員会の学園附近防備活動の一つが斗争委員会の学生に大きな誤解を与え、それに関連して菊池対策委員長以下二十数名はその夜から翌16日の午前2時頃まで図書館2階において全共闘学生と話し合っただけでその誤解を解き、更に相互の考え方や表現法の差異などについて熱心に話し合う努力を重ねました。学外に残っていた者には全員軟禁されているのではないかと不安が高まり、報道陣も学内外にかけめぐるといった状態での深夜6時間でした。

一日において17日夕には二十数名の学生が対策委員会との話し合いに来て夜12時過ぎまで約6時間の話し合いとなった。翌朝工闘委学生は菊池委員長に電話して

来て2、3件の申入れがあった。同日午後の総務委員会にこれを伝えた委員長の言によれば管理者からの命令の形式であったとの事でした。老委員長は連日の活動にすっかりお疲れの様子とお見受けできましたが、この錯綜した状態を整理するには委員長辞任が最も適切な処置であると判断された御様子で、その席で直ちに辞意を表明されました。総務会は委員長に暫く休養して頂き、その後改めて今後の方針を指示して頂くのが適当であると判断致しました。

19・20日の両日には教授会が開かれて、既に辞表を提出していた広川学部長の辞任について慎重に審議し、前述の理由を了承して辞任を認めました。同日より後任学部長並びに新執行部メンバー選任討議に入り、今迄の2学監制を改めて教授2 助教授、講師3に紛争対策委員長を加えた6人の学部長補佐において学部長を中心に合議して学部運営にあたるという新しい姿勢を打出しました。なお各科主任も各科の会議において選出することにし今迄の任命制を廃止しました。この重大時期にあたり全学の総意を結集して互に欠点を補いつつ協力一致して事に当ることのできる総動員体制を敷いたのであります。執行部の1人が紛争対策委員長を兼ねるということで委員会の性格は、今迄よりも更に強力となり、執行部との連絡調整は至極便利になりました。10月22日菊池委員長の御宅に電話を入れて御指示を仰いだところ、若い人の意見を徴して学部運営に当るといふ教授会の新方針は大変よろしいと大変御元氣な一声であった。続いて野引教授に新学部長をお願いすること大賛成である。良い構想が打ち出されたんだから対策委員会も勇気を出して事態解決へ向って実行に踏み切るべきだ、大いにやろうではないかとの事で種々御指示を得ることができた。早々に委員会を開いて今後の対策を練った次第でした。翌23日の電話連絡において重ねて辞意をもらされ、「学園の問題は現在膠着状態にあり事態収拾は新しい段階において処理しなければならぬと思うからそれにそなえこの際新しい人に代ってもらっておく必要がある」とのことでした。昼の総務委員会および午後の総会においてこの件を慎重に審議した結果同じ判断に達したので委員長交替をおこなった次第であります。なお新執行部の構成についての教授会案は各科教室会議において説明されその主旨を全学に浸透する一方、助教授を通じて助教授・講師層にもはかられた結果「新学部長選出についての教授会の方針を支持する」旨の声明があり、学部長補佐の候補者3名が選出されました、新執行部の人材は、このように慎重な態度で進められ、29日全学一致の体制が整って全メンバーを内定することができました。

10月14日の事件以来約半月はこのようにして経過しました、この間新生工学部誕生のために諸種の重要事

項（前述）を検討していた対策委員会の活動をほとんど完全にストップさせ、しかし委員長を交替させる原因さえ作り出したのであります。学園内に暴力がもち込まれた結果のおそろしさを肝に銘じた次第であります。広川前学部長辞任に際してもその事を全学生に訴えたのであります（11月2日付）

◎学部ビジョン案作製作業までも暴力事件によって遅れる

10月末になってようやく本来の目的に向っての活動にかえることのできた各委員会は(1)工学部経過報告〔10月分〕（広報委）をまとめ(2)10.3付申入れの大衆団交に関する「13項目」について調査と検討（渉外委）を終え(3)工学部「新組織機構」原案（組織委）を仕上げ(4)「工学部教育・研究の基本的姿勢」原案（教・研委）の大様をまとめ(5)「建設計画基本案」原案（建・管委）を作製し(6)これまでの予算決算についての調査に基づき今後の見通し（予・運委）を立て(7)更にこれらを総体的にまとめて基本的な「学部案」（総務委）を創り出すための調整をはじめたのであります。その大様を伝えるため11月4日付の「工学部見解」を作製し、これを全学生および全父兄に郵送しました（前記の「経過報告」並びに広川学部長辞任声明（父兄各位並びに学生諸君に）を同封）

10月下旬から11月中旬までは菊地前委員長の言通り学園問題は全く膠着状態のままに経過しました。しかし10月11日の学内「リンチ事件」と12日の市内「無届けデモ」とはまことに残念な暴力事件および法違反行為であり大がかりに報道もされました。警察は事件を重くみて刑事事件として捜査をはじめました、私達は又本質的な活動が著しく阻害され、問題解決には大きなマイナスを生じました、なぜこうも暴力になやまされ続けねばならぬのでしょうか？これに対し学生達は「先生方は何もしてくれなかった」といいます。しかし私達は春以来「学部の自主を宣言」しこれを行って来ています。「学則31条工学部準則」「寄付行為改正案」「郡山方式による理事説得」「紛争対策委員会による新組織機構案その他の立案」教室主任の選出「学監制の廃止と新執行部の合議制」「教授会の拡大」などすべて学部自主性と民主化のあらわれであります。私達はもっともっとやりたい、しかももっと早くやりたい、だから私達の活動を阻害したり、或は他に手をとられるようなことをふやしてもらいたくない、尚私は学生諸君にも「何をやりましたか」と聞きたい、学生個々の主体性はどのように発揚されていますか？学生の自治活動はより民主的に改変されましたか、学園問題解決について君はどのような意見をもっていますか？（11月23日付アンケート）

◎機は熟した

11月下旬からは学園問題に注目すべき新しい転期が

現われて来ました、野引学部長の提案に基く、全学連絡会議の発足であります、21日にはその準備会が開かれ4学部が東京に集りました、26日には9学部の委員長ないし学園問題担当者十数名が集って第1回連絡会議をもちました。更に29日にはメンバーを多少かえてより若い人も交じえて約20名が集まりました。理工学部紛争処理委員会以外の10学部はこれで全部参加したわけですが、尚当日夜小生が同学部木村秀政委員長を訪ねてこの会議について御説明申し上げたところ「この会議の構想は理工学部の方針に合致するものだ、そして野引学部長の主張される紛争解決策は問題を真正面から捉えた正論である、自分もこの次からは出席したい」との事であった、第3回は12月3日午後3時からの予定どある。

将に期は熟した。学生諸君も我々の活動に呼応して再び団結を固め、寄附行為改正の最終仕上げ（文部省提出）と全理事の退陣の実現の為、大きな力となってほしい、校友諸兄も全ての学生（工斗委も含めて）の一致を助長して頂きたい、そして全面的授業再開を行ない新生日本大学の育成の為にその日からまた、たゆまざる努力を続けようではないか。

◎主体性の確立と民主化

「よっかかり」ムードでは駄目だ、主体性のないところに民主主義は育たない、だから最後に全学に訴えたい！大平ムードから目覚めよ「〇〇さんがやってくれないから駄目だ」などという甘ったれた根性を持てよ、「〇〇さんにおまかせして」などという下駄あづけ主義を止めよ、雇われ根性は大学人の恥である、自立性のある個々人が責任を分割すれば大福帳主義は解消せざるを得なくなり、近代的経営が行われるだろう！従って商売根性の発生や私利に基く内紛を絶滅できる筈だ。

経営の近代化と学内の民主化は学生・教職員個々の主体性の確立によって勝ち取ろうではないか！

昭和43年11月30日（筆者日本大学工学部一般科教授）

今次紛争について

日本大学工学部父兄会

会長 川 越 一 三

吾が日本大学は80年の歴史をむかえ、未だかつてない一大転換期に直面いたしておりますが、今次紛争の現状をみると寒心に堪えません。吾が日本大学は建学の精神という大きなスローガンにむかって前進しておりましたが、時代的感觉のズレが今日の紛争として現われたものと考えます。即ち戦後の大学教育は戦前、戦争中の思想が残存し民主的に内容が掌握されない時代であり、その時点において教育者、被教育者諸々共

に未知なる民主教育を行い、米国の国民的性格を日本国民に移植した事に大きな問題があるのではないかと思います。これらを大学は高校の教育に問題があると云え、高校は中学校に、中学校は小学校に、小学校は家庭幼稚園にと云え、家庭に於ては社会が悪いと、全くこの世の中は他人に責任を転嫁しがちだが急造の自由主義に泣いている今日、前途暗澹たるものがあります。大学問題も学生が無茶であるとか、今の学生の性格がわからないと云うが、学生自体が自分の進路に自信を持っていない者が多く誠に遺憾とするところである。民主主義は個人個人に責任があつて、他人に迷惑をかけたり、他人を妨害してはならないし、また他人の人格を尊重しなくてはならないことであるが、今次の日大紛争には残念ながらかかる点が多く見受けられる。今回大学理事者間において良心に誓った大学運営が毅然とした態度で運営されたかどうか、もし運営されていたとすると、この紛争は表面化しなかったであろう、政治家が自己本位に考え自分を異常に助長して、相手に過大信用させるような商人根性があつたのではなからうか、これがマスプロ教育化した現況ではなからうか、勿論これらには人口増加や時代的、年代的に進学希望者の多過や急造の高校、大学などがあるが、学問の場より青春期の遊び場、即ち青春のはけ口が大学であるかのような錯覚さえあるのではなからうか、昔は勉学に期待と希望をもって、将来国家社会に役立つことを念願して社会のために奉仕し俗世間の人間標本的存在であり尊敬される身であつた。即ち最高学府が大学の教育の場であつたが戦後は残念ながら大学の内容が変つて来たようである。如何に楽しもうかということに汲々としている状態であると云わざるを得ない、そして勉学も自分を襟持することに努力しないで享楽と娯楽と自分本位に優先していることである、そして勉学も浅学にして大学を卒へて終うのでなんら得るところが少ないのではないのでしょうか、これに対して一部の学生は「マスプロ教育の悲劇である」というのである」このようなことでは高価な学費を納入するのみである、このようなことでは親も人間形成に乗り出して自分の子供をより良い方に導く責任を自覚しなければならないと思う、生まれ放しの「ホトトギス」や鴨のような他人まかせでよいのでしょうか、このようでは社会の毒であり罪悪ではないのでしょうか、今次の紛争に関して今迄よりさらに積極的に自分の子供を甘やかすことのないよう努力する必要があるのではないのでしょうか、少なからず大学は金さえ出せば良いと云うものではないと思います。また大学側は今次紛争に対して今より更に勇気を出して事態の収拾に全力を上げて戴きたい。父兄の中にも紛争の解決の方法について異論があるが、民主主義のルールに従つて全員一致協力して今次紛争解決に対処いたしており、今

後も努力いたし私達父兄会は日大工学部の正常化の1日も早からんことを念願して校友会の皆々様の御健斗をお祈りいたします。

学園正常化について

学園正常化推進会

会長 倉田光春

今回の紛争は使途不明金に始まった我々学生の理事者に対する斗争である。しかし現在、この紛争を振り返って見ると9月21日以降、工学部に於ては、9月4日のパリケード構築その時点より、真の学生自治を基盤にした日本大学全学生の斗争でなく全共斗、工斗委の目的正統性による我々一般学生の真の自治組織の基盤である全学生の意見を無視したいいわゆるセクト的独走になってしまった。この現象は、一つの我々学生に対する「大学自治の本質は学生自治」という基盤の中に、全学生の意見とその反映の中にこそあるのだ」という教訓ではないだろうか。我々学生は真の大学自治を確立すべく、全学生の総意による民主化運動を押し進めるべきである。

工学部に於て、我々は全学生の総意である五大スローガンは9月19日の全共斗の要求に対する9月21日の古田会頭の回答により一応のまれたと解釈しつつ、学部斗争による古田会頭を基盤にした具体的案をもって真の民主化を進める段階と考える。しかし全共斗、工斗委は、そこに於て「大学当局、学部当局に対する不信感の基に9月21日古田会頭の回答には何等保障するものはないんだ」とよく言われるのだけれども、それこそ大学の本質を忘れた一種の殻に閉じ籠った言葉ではないだろうか。我々は9月21日の古田会頭の回答に対する保障は、学生個々の意見の反映の場のある学生自治組織の中に学部当局のそれに対する意志表示の中に良識ある世論の中にこそあるのではないだろうか。

我々は真の学生組織確立とその組織による民主化を考え、今回の紛争を解決すべく4年生各科に於てクラス会等が行われ、そこに於て一つの学生個々の意見の集約と、学生自治の基盤をつくりつつあります。又、我々は学部集会に於て学部当局の紛争経過報告と明確な見解を求めると共に、学生集会に於て何らかの全学生の意見の集約とこれからの民主化の方向性を見出したいと考えております。(建築科4年)

学園正常化について

機械科4年

20億円の使途不明金から始まった今回の日大民主化

斗争は、9月4日の仮処分をきっかけとして、ここ工学部においても、スト権確立を学生大会にかけずしてストに入ってから、もはや3ヶ月になろうとしております。

我々機械科4年はスト権確立は全学生の意志ではないとみなし、9月13日に声明文を発表し、9月13日より授業に入っておりました。9月24日の新実験棟封鎖解除を行なったけれども、27日には全共斗によって再封鎖されたため、すぐに学外授業に切替えたので一応卒業延期という最悪の状態から避けられましたが、3年以下は今や、留年の恐れがでてきています。

我々機械科4年クラス会は現在、任意団体である学園正常化推進会の主旨及び運動方針を支持するように決議されました。学推会の主旨とは「今回の紛争に関する我々の要求である五大スローガンは、9月21日の大学当局の回答によって、一応のまれたと、我々は解釈し、もはやバリケードを解く段階であり、具体的な案を持って、今回の民主化運動を終結すべく、話し合う時期とみなすと共に、我々は、学部当局が、大学当局の回答に対する明確なる意志表明を要求する」ということで、具体的には、学生の手で、学生集会を開こうという考えである。

我々と全共斗との異なる点とは、我々は、9月19日全共斗より出された要求に対して、9月21日、大学当局よりの回答で、一応オール日大の問題は、一部を残して解決したものと解釈したのに対して、工斗委は21日の回答書に対しては「何等保障はない」といっていることである。しかし我々は、一体、保障、保障といっているが、その保障をどこに求めるのかと問いたい。

また、工斗委からでている13要求事項に対しては我々が、学生大会で認めたものではない。学部民主化斗争については、まず学園を正常化した後、全学生の支持を得てできた新執行部が行なうようにするのがよいと思う。

我々は、今や70年安保斗争を目ざして斗っている工斗委は、我々の代表の機関とは見られないので、全学生の支持をもって工斗委を解散させることが必要と思われる。

学園の真の民主化とは、

建築学科4年 渡辺憲一郎

「日大80年の歴史とは何か。」この言葉は我々が、斗争委の連中と話し合う時、良く出される言葉である。しかし、彼らより「工学部20年の歴史は何か。」と、この紛争に於て、一度も聞かされた事はなかった。この事は工学部として、今まで学部発展の為に努力を続けて

来たか、あるいは学生が無関心であった為かもしれない両者が共存して来たかもしれない。

「無関心」この人間こそ、全ての体制を崩すものは他に無いであろう。工斗委（全学生の1%）がああ広い校内を占拠する。それに対し、反対派は、何らかの手段をもって排除しようとする。そこにはお互いの言い分はあるのだが、もうすでに両者のぶつかりあいだけしかのこらないのである。しかし皮肉な事は、両者共無関心いや、無責任な学生を引きつけようとする。主役は無責任な学生であり、脇役は一生けん命になってその主役を主人にしようと、下僕のように至れり、尽せりの準備をしてくれるのであるが、しかし主人は満足して立ち上がろうとしないのである。

我々工学部に於ても全くその通りである。すでに数度の力のぶつかり合い、史上初の火災事件、許せない、又心理不可解なリンチ etc、この様な紛争の中で知らされた事は何であろうか。私が最も感じた事は、大学とは、自治とは、という事ではなく、本当にその事件の中に入り、自分の体で感じ、その事件に反応を示す事である。要するに当事者となる事なのである。確かに、客観的に見れば、物事の判断も違うし、何らかの客観性による理論もあるだろう。しかし、それは単なる他人（無責任な放言）でしかないのである。これが反対派として行動して来た私の所見なのである。今でも工斗委の方法論や彼らの起した行動は非難するし私自身の行動も非難されるかもしれない。

我々は今、一体何をせねばならないのか、我々は一日も早く学園を正常化にし、民主化という薬を一日も早く服用できる体制を造り出さねばならないのである学生であるという事は、如何なる事態であろうと、その態度を崩してはならないのである。

工学部20年の歴史を我々はどうの様にして発展せねばならないかを考えねばならないし、この工学部を発展させる義務がある。

真に工学部の歴史の中に「努力した。」「正しかった。」という方向性を見い出さねばいけない。

主人も主役も学生一人一人なのである。

工学部経過報告

経過報告 経過報告

今回の国税局の任意調査にかかわる一連の動向について、これまでの工学部における経過をここに一括報告する。

1 工学部における調査

3月25日、東京国税局の国税実査官ら一行7名が来学、昨年中頃以来の年次計画にもとずく、源泉課税についての任意調査をしたいから協力してほしいとの申し入れがあり、部長はこれを承諾し、以後約一週間にわたって、調査が行なわれた。

2 入学式後における部長説明

4月16日、入学式終了後、部長によって新入生ならびに出席父兄全員に対し、国税局の調査の概略について説明が行なわれた。

3 教授会決議（4月18日）

4月18日、教授会は以下のことを決議し、緊急刷新委員会に対し申し入れを行なった。「今回の国税局の調査についての報道は、内外に多大の心理的影響を与えているが、これは甚だ遺憾である。これを機として設けられた緊急刷新振興委員会は組織機構の整備改革に着手される由であるが、本学部教授会は早急に所期の目的を果し、内外の信を回復されることを希望し、申し入れる。」

4 指導委員長揭示（4月27日）

工学部学生自治委員会の声明書が学部に提出されたのに関して、4月27日外木学生指導委員長名で「最近の日本大学に関する諸事情について」という揭示がなされた。

5 教授会決議（6月6日）

教授会はその後も5月9日、6月6日、6月11日と臨時を含めて開催され、当面の問題に関して討議がつづけられたが、6月6日にはストライキなどの実力行使はあくまでもこれを避け、また学生の運動方針は原則として支持することを申しあわせ、さらに次のような決議を理事会に申し入れた。すなわち、「1. 理事者は責任をとることを表明することを要望する。2. 理事者は今後の施策をすみやかに表明することを要望する。」

6 学部長告示（6月12日）

昨11日おきた全学共闘会議の学生による経済学部、法学部への突入と、体育会系学生の阻止による乱闘、加うるに機動隊の出動、これにともなう交通の混乱は、日本大学開学以来の不祥事件である。とくに学生相互の乱闘ということは、最も悲しむべきことであって、教育の府たる日本大学当局がこれを未然に防ぐことができなかったことについては、教職員、学生諸氏に対して全く申し訳ないことであって、この責任を回避することは許されない。

小職は学部長として、今こそ工学部全教職員、学生を卒先してこの難局を打開し、もって工学部の真価を発揮すべき方策を実施する責務のあることを痛感する。工学部は全日本大学の良識の中心であることを、事実をもって示さねばならない。日本大学の真の教育とは何かを、この憂うべき事態に対処する態度を通じて、われわれは学生と共に確認してゆかねばならない。

小職は明13日に予定されている全学公開討論会において、わが信念と、そして能う限りの具体策を示す所存であるが、その根本は教職員学生の全く隔意なき意見の交換と、それによって求められる方策の強力な推進にある。

それにあたってはストライキ、実力行使、暴力のたぐいは絶体にこれを排除する。

この際、小職は全教職員、学生諸氏に要請する。諸氏は右の根本方針にそって考え、かつ行動されよ。小職、あるいは工学部当局においてそれをばむ因子があれば、小職に対してそれを余すところなく申し入れ、徹底的に討議されよ。小職においてなお不敏、不明なるものがあれば、それを卒直に教示されよ。小職はそれに真剣に應えるであろう。

小職はここにあらためて、工学部ならびに日本大学永遠の繁栄のために、この事態に処する覚悟であることを披瀝して告示とする。

昭和43年6月12日

工 学 部 長

教授会決議（7月1日）

6月26日、臨時教授会がもたれ、日本大学の寄附行為を、役員の選出母体を各学部におくことを骨子として改正する案が可決された。そして、これをさらに具体化、整理したものとして、7月1日の臨時教授会で

次のように決議した。

決 議

1. 学校法人日本大学寄附行為を別紙第1要項案（現寄附行為の全面的改正）に従って、現理事の責任において改正し、早急に大学民主化の実現を計るべきである。
2. 第1項が早急に実現されない場合には、我々各学部は、法人の分離によって第2要項案による大学民主化の実現を計る。
3. 右いづれの途をとるにても理事・監事・および評議員全員は、直ちにその辞表を総長に提出の上、別紙要項案による寄附行為の改正を昭和43年8月末日まで完了し、同時に辞職すること。

右決議する。

昭和43年7月1日

日本大学工学部教授会

日本大学会頭 古田重二良殿

日本大学総長 永田菊四郎殿

寄附行為改正案の意義

寄附行為の改正ということは、理事会において早急に具体化される段階となった。諸学部がこの寄附行為改正を要求したのは、これをぬきにしては、理事会、評議員会という、大学機構の中枢をなす役員機構の抜本的な体質改善は期待できないと判断するからであるたとえば、現在学生が要求している「理事総退陣」ということは、退陣後の処理再建についての明確な見通しがないことには、かえって荒廃と混乱を招来しかねない。そしてその見通しの根本となるものは、当然体質改善の具体策としての寄附行為の改正であらねばならない。であるとすれば、総退陣後、いかなるものになるか明確な想定につきにくい理事代行機関のごときものに対してこの改正を要求するよりは、現在ある理事会に直ちにこれの実施を要請する方が形式的にも合理的であり、時間的にも最短距離であることは明らかであろう。

次に、改正案の内容について見れば、次のような点が指摘される。現行の寄附行為は、理事、評議員の選出母体として、各学部そのものを規定していない。理事（現在16名）評議員（現在53名）は総長以外はすべて評議員会、理事会および会頭（評議員の一部について）が選出することになっている。選出の主体として各学部自体は規定されていない。これは根本的に改められねばならない。選出の母体は実際に教育の任に当る各学部が主となるように改められねばならない。この基本線をうち出してこそ各学部はそれぞれの自主性をもって教育に当ることもでき、本部偏重の旧弊を打破することもできるのである。これはそうすること

が望ましいというのではなく、是非そうせねばならないことであって、そのために教授会は前記の決議をなし、みずから対しても不退転の意志を表明したのである。

理事の進退についておよび工学部の方針

上記のように、寄附行為の改正こそ抜本的な体質改善であり、新寄附行為が発足すればそのことがとりもなおさず新理事の誕生ということになる。したがって「理事総退陣」ということも自動的に完了するのであるけれども、しかし、道義的要請から発する「理事即時総退陣」の要求はこれも満足せしめるのが妥当である。したがって、上記の決議は、理事者が総長に辞表を直ちに提出すべきことを表明した次第である。これは理事に対する道義的要請と寄附行為改正の実施策とをかね具えた案にはかならない。

工学部は以上の決意と方策をもって臨む方針である。寄附行為改正の根本趣旨は、他学部との協調のもとにこれをかならず貫徹し、それによって選ばれた新理事には本部機構の縮小と各学部の自主性の強化を期待し、学部みずからは内部機構の充実、改善、教育研究の充実、発展に努め、もってこの紛争が日本大学の真の繁栄を招来する形で終結することを最後の目標として進むものである。

工学部校舎の封鎖

9月4日、工闘委（工学部闘争委員会）は、管棟理1、2号館教室封鎖（工学部部報3号）、9月8日図書館封鎖（工学部部報4号）、9月10日3号館教室を封鎖した。

9月10日工学部全教職員は理事退陣に対する声明を出す

声 明 書 内 容

今回の学園紛争の諸問題を一刻も早く解決するため、全理事はすでに提出された寄附行為の改正案を原案通り即時承認し、同時に辞表を提出することをわれわれ工学部全教職員はここに要求する。

昭和43年9月10日

日本大学工学部全教職員

9月10日授業開始について工闘委と交渉

9月11日からの授業開始にあたって、封鎖問題について工闘委との話合がつかないまま、その対策について教職員の間で連日協議が続けられてきた。11日は開成山公園で集会をするが、12日以降は学内でクラス会などを行ないたいという意見が多く、この件で工闘委と話し合いをすることにした。9月10日夜、教員代表数名が工闘委と封鎖建物内で数時間にわたって話し合

いをしたが、結論は得られず以下のような文書交換のみに終わった。

抗議文

昭和43年9月10日

日本大学工学部斗争委員会

委員長 大塚規雄^①

日本大学工学部長

広川友雄^②

我々工斗委としては、日大斗争に関し（バリケート構築現在）この学園から教職員、学生をシャットアウトするなどという姿勢は全くなく、学部当局が我々の基本姿勢に対する誤解のもとに外部で集会を開く見解を打ち出した事に断固抗議し、自己批判を求める。

また、その自己批判に対する意志表明を要求する。

以上

確認書

我々工斗委は抗議文でも示しているように、正に11日の学部当局の集会は、学生の力を二分するに他ならないものである。我々としては、学園内に教職員・学生を入れることをいかなる状態になろうとも基本姿勢としている。

記

日時 昭和43年9月11日より

場所 三号館一階及び一号館（113、114）

午前中 任意の団体としての討論会（クラス別にはしない）

午後 工斗委主催のティーチン及び集会

（但し、教職員は個人としてなら午前、午後とも参加を認める）

以上

抗議文に対する回答

昭和43年9月10日付の本学の外部集会に対する貴委員会の抗議文は認められない。

大学が、開成山公園で集会を開くに至ったのは、学生間の紛争の起ることを絶対に避けたいとの教育的配慮に基くものである。

申入書

昭和43年9月10日付確認書左記事項中

「場所」 三号館一階及び一号館（113、114）

「午前中」 任意の団体としての討論会（クラス別にはしない）

「午後」 工斗委主催のティーチン及び集会（但し、教職員は個人としてなら午前、午後とも参加を認める）

との条件をつけているが、この条件は大学として認められない。貴方が真に学園内に教職員・学生を入れることを基本姿勢としているならば、当然無条件とされたい。

昭和43年9月10日

日本大学工学部長

広川友雄^②

日本大学工学部斗争委員会

委員長 大塚規雄^①

9月11日全学生を集め説明会開く

9月4日以来管理棟・教室等が封鎖されている状態で、授業開始日の11日に全学生が学内に集まった場合、暴力的摩擦の生じるおそれが濃厚であったため、これを避けて開成山公園に全学生を集め、先ず学外集合の主旨を説明し、次いで経過を報告し、討論会に入った。集会は午前10時より、1年は各クラスごと、2、3、4. 年は各科ごと6ブロック17グループに分かれて、学生約2,500人が参加して行なわれた。

学内討論会

9月12日より9月21日まで各科クラスごとの集会・討論会を開く。なお、4年生における卒業研究も同時に行なわれた。

また、紛争問題に関して学生の中から、工学部学生協議会、学生有志会などが前後して結成された。

教職員代表各理事と会見

9月10日の工学部全教職員の声明趣旨にもとづき、教職員代表15名は9月15日上京、16日、17日の両日にわたり各理事と個々に会い、声明書を手渡した。また、現時点における各理事の見解をきき、それを総括的に次のようにまとめた。

1. 辞表の即時提出について

辞表を即時に提出することは、今後事態収拾に困難さを伴うので直ぐにはできない。

しかし、事態収拾後提出する意志がある。

2. 寄付行為改正案について

寄付行為改正案については、できるだけ原案を尊重し、ある部分は検討して一部修正し、10月中旬には文部省に提出する。

3. 事態収拾策について

各学部の自主性を尊重し、教育・経営の民主化と学部の自主的運営の方法によって解決をはかる。

以上により辞表を提出する意志は、理事全員にあることを確認できた。提出時期の「事態収拾後」の解釈については明確でない面が残った。

前期試験延期の発表

9月14日工学部は、9月20日から30日に予定していた前期試験を延期することを決め、直ちに掲示した。

掲示「9月20日から予定されていた前期一斉試験はこれを延期する。試験を行なう場合は少なくとも一週間前に発表する。」

工闘委が大衆団交を要求

9月18日、工闘委は工学部に対して大衆団交の申し入れを行なった。工闘委からの申し入れ書（後記）に大衆団交を「話し合いの場」と記してあることを中心として、大衆団交のあり方について、学部代表の助教授3名と工闘委との間に直接交渉がもたれた。その結果、工闘委の言う「話し合いの場」というものは、要求を勝ちとる手段としてもたれるものにすぎないもので、一方的要求を通す大衆団交であって、学部側の考える双方の意見をきき合って解決点を見出そうとする姿勢とは全く別なものであることを確認した。その前後に交換された文書は次の通りである。

昭和43年9月18日

日本大学工学部斗争委員会

委員長 大塚 規 雄[㊟]

日本大学工学部長

広 川 友 雄殿

申 し 入 れ 書

20億円源泉徴収脱税事件以来、日大紛争もなんら解決のメドがつかないまま、現在に至っており、より早く学園を正常化する姿勢は、我々工学部斗争委員会としても貴学部当局と同様である。

そのためには、早急に両者の間での話し合いの場を設定する以外になく、9月21日工学部大衆団交を開催したくそれを前提とした予備折衝を行ないたいと思っている。

よって予備折衝及びそれに関する左記の要項に対して貴学部当局の回答を要望する次第である。

記

1. 日 時
2. 場 所

但し、出席者は双方十名以内とし、議題は「工学部大衆団交に関して」とする。大衆団交の内容は別紙に記す。

別 紙

工学部大衆団交に関して

記

1. 日 時 昭和43年9月21日
午前9時半

2. 場 所 管理棟前

3. 議 題

- (1) 8月31日期限付き教授会の見解について
- (2) 工学部報（3号・4号）における学部当局の見解について
- (3) 学則31条準則（工学部見解）について
- (4) 電話問題について

以 上

註 上記申し入れ書別紙中の議題4項目に関する工闘委の要求は、工闘委のパンフレットによれば、

1. 工学部教授会の弾劾
 2. 工学部報3号、4号における学部当局の見解の撤回
 3. 学則31条準則の撤廃
 4. 工闘委への直通電話の開通
- である。

申 し 入 れ 書

昨18日の貴委員会の「工学部大衆団交に関して」の申し入れ書に対し、左の通り回答をかねて申し入れる。

記

1. ここにいわゆる「大衆団交」とは、大塚委員長その他の委員諸君の明言、ならびに委員会発行のパンフレットに徴し委員会の4項目にわたる一方的要求の貫徹を期するのみの交渉であると判断する。本職はかかる「大衆団交」に応ずる意志はない。
2. 右のよな交渉をとまなわない話し合いを重ねて、紛争解決の緒を見出すことは、強くこれを希望する。貴委員会がこの話し合いに応じられるよう、ここに申し入れる。応じられる場合は、まずその方法についてあらためて話し合いたい。

以 上

昭和43年9月19日

日本大学工学部

学部長 広 川 友 雄[㊟]

日本大学工学部闘争委員会

委員長 大塚 規 雄殿

昭和43年9月21日

日本大学工学部斗争委員会

委員長 大塚 規 雄[㊟]

日本大学工学部長

広 川 友 雄殿

申 し 入 れ 書

18日付大衆団交を前提とした予備折衝の申し入れ書に対する貴学部当局からの回答をかねた申し入れ書の内容は、我々の要望する大衆団交の意味をなんら理解していないと判断する。

予備折衝においては、大衆団交をいかなる方法でもって実施するかを当然話し合わねばならない。

再度大衆団交を前提とした予備折衝を申し入れる。

記

1. 予備折衝に関する日時及び場所は貴学部当局に一任する。
2. 出席者は工斗委及び貴学部当局各々十名以内とする。
3. 議題は「工学部大衆団交の実施方法について」と

する。

4. 工学部大衆団交は昭和43年9月25日午前9時30分とし、場所及び要求事項としての議題は18日付申し入れ書別紙に定めるものとする。

以 上

4年生の授業について

かねてから4年生の授業について、学部としては実施に支障ないよう努力することを期していた。

4年生よりの強い要望もあり、科によっては既に一部の授業が行なわれていた。24日からはこれをほぼ全面的に行なうことに決定し、次の掲示をした。

「4年生の卒業については支障のないよう万全を期する。そのため4年生の授業はこれを実施する。この方針に全教職員・学生は協力されることを望む。」

なお、1. 2. 3年生の授業は校舎封鎖のため、困難な状態にあった。

学生大会開催について

9月20日、工学部緊急学生自治委員会が開かれ、きたる10月4日学生大会を開くことが決定された。

一般教養講座開催について

正規の授業は不可能のため、1年生の希望者を対象とし課外の一般教養講座を24日より27日まで開催することと決定した。内容は、「文学と人生」「ヨーロッパ一人あるき」「星の一生」等全部で16講座で毎日4講座を併行して9時半から12時まで物理実験室で行なうことにした。

工闘委からの通告

4年生の授業開始について工闘委より9月21日下記のような通告があった。

昭和43年9月22日

日本大学工学部斗争委員会

委員長 大塚規雄[㊟]

日本大学工学部長

広川友雄殿

通 告

先の管理棟占拠の際、我々工闘委としては卒業研究に関してのみ実験室の使用を認めた。

しかし、貴学部当局の24日から新実験棟において開始する4年生の授業及び1年生の教養講座（新実験棟を使用するもの）に対し、工闘委は断固抗議し阻止するものである。

以 上

昭和43年9月23日日

日本大学工学部斗争委会

委員長 大塚規雄[㊟]

日本大学工学部長

広川友雄殿

通 告

昨日の通告に対する貴学部当局の回答がない現在我々は再度通告する。

1. 新実験棟で授業及び教養講座を開始するならば新実験棟における卒業研究をも阻止せざるをえない。
2. よって本日新実験棟を封鎖する見解にたっている。
3. 我々としては、貴学部当局の授業中止の確認書を受取った時点で新実験棟の封鎖を解く方針である。
4. 平屋実験室及び新実験棟の使用は卒業研究に関してのみである。

以 上

新実験棟の封鎖

9月23日、新実験棟7. 8. 9号館が工闘委によって封鎖された。

4年生授業行なわれる

9月19日の教授会決定にもとづいて4年生の授業を行なうため、9月24日朝教員、4年生が校門前に集合学部長・指導委員長の所信表明の後、封鎖されている新実験棟を自主的に解放し、授業を行なう態勢に入った。

また、一般教養講座は予定通り行なわれた。

学部長、指導委員長の所信表明内容

1. 工学部の現況は困難に満ちている。ただ、手をこまねているだけでは学部の存続も危ぶまれる。学部長を先頭に積極的にこの難局に取り組む決意である。
2. 授業は平常通り行なわれるべきであるか、現状では非常に困難である。しかし、4年生の授業を行なうことは卒業を控えて緊急を要することであり、4年生からの要望も非常に強い。
3. このため、授業を妨げる動きに対しては強い決意で臨み、校舎の封鎖等に対しては教職員・学生自身の手で教室を確保することが必要である。
4. 現況下においては4年生の授業みのを新実験棟で行なうので、これを解放せねばならないが、他の封鎖されている校舎については、直ちに解放は行なわない。

紛争対策委員の発足

9月25日教授会は、紛争解決のための対策を協議、実行するための機関として、教職員から選出された60名の委員によって構成される紛争対策委員会を設置することを決定、翌26日その第1回会合が開かれ、諸般の問題についての討論が行なわれた。

新実験棟再封鎖される

9月24日新実験棟を解放して以来、教職員と4年生は建物に泊り込み、自主的にこれを確保する努力を続けて来た。しかし、9月27日11時30分頃工闘委員の要請により、日本大学全学共闘会議の学生40数名が新実験棟再封鎖のため東京より到着した。教職員はこれは工学部の問題であり、工学部内で解決すべきものであるから帰るよう説得したが、聞き入れることなく学内に押入り抗議集会を行なった。このため学内は緊迫し予断を許さない状況になった。このような状況下で教職員の意を汲みとった4年生は、不慮の事故が起ることを避けるため協議の末、自主的に退去することを決め、午後5時過ぎ全員退去を完了した。その後工闘委と全学共闘会議の学生は4年生・教職員の心情を踏みにじて新実験棟を再封鎖した。これ以後学内での授業は不可能な状態となった。

工学部助講会の動向

すでに結成された工学部助講会(助教授・講師の会)は、教育・研究およびこれに関連する諸問題を協議する会として、学園紛争の諸問題を解決するために積極的な動きを示している。

8月7日に機構運営小委員会、教育・研究小委員会建設関係小委員会を発足させ、8月30日機構運営に関して教授会に申し入れが行なわれた。さらに、9月5日日大教員連絡協議会(各学部助講会、助手会の連絡組織)が発足した。その後、9月7日法・経済学部の仮処分執行に対する抗議声明が出され、工闘委との話し合いも、9月9日、9月17日に基本的な問題、自主講座などについて行なわれた。

9月14日理事退陣要求の声明を出し、これと並行して理事退陣の署名運動も行なわれている。

その後、9月21日、24日日大教員集会、日大全学教員懇談会がそれぞれ東京で開かれ、諸般の問題について討論がなされた。

全学共闘会議と理事会との往復文書(抜萃)

全学共闘会議より9月19日付で理事会に要求書が出された。これに対し、理事会より9月21日回答書が出された。以下両者の往復文書(抜萃)は、次の通りである。

要 求 書

日本大学共闘会議議長

秋 田 明 大

日本大学会頭

古 田 重 二 良殿

昭和43年9月19日

日本大学全学共闘会議は去る9月18日、次の事項を決定

した。

スローガン

1. 全理事総退陣

1. 集会の自由を認めよ

1. 不当処分白紙撤回

1. 経理全面公開

1. 検閲制度撤廃

今日迄の学生弾圧、特に5月31日、6月11日を中心とする右翼暴力学生の卑劣な行為に対し、それを容認したこと及び大衆団交の誓約を破棄したことに関して大学の責任において全学生に謝罪し、今後そうしたことは一切しないことを確約せよ。又、9月4日、経済学部、法学部への機動隊導入ならびに出動要請の責任者を明らかにせよ。そして、徹底的に批判し謝罪せよ。

要 求 項 目

I. 学生自治活動への弾圧をやめ、自治権を学生の手

① 学生自治活動に対する弾圧をやめ、検閲制度を廃止し、思想、集会、表現の自由を認め、学則31条の撤廃と学生心得の破棄

② 学生自治弾圧の為に配備されていた諸機構の撤廃

A. 指導委員長制、顧問制の撤廃

B. 自治弾圧教職員の追放

C. 本部体育会を解散し、今後一切運動部への介入政策をとらない事

③ 完全なる学生自主管理運営権のものと学生会館を各学部ごとに設立する事

II. 20億円のヤミ給与について

① 大学当局は20億不正事件に関し、学生・父兄の前に謝罪せよ

② 経理を細密に全面公開し、又今後これを定期化せよ

③ 20億ヤミ給与を受け取った教職員を明確にせよ

III. 全理事の総退陣について

① 全理事は総辞職せよ

② 会頭制度ならびに名誉職の廃止

IV. 今回の斗争に関して処分者を出さない事

以上の要求項目を大学当局は、過去の犯罪性からふりかえるならば、当然認めなければならない。そして9月4日の仮処分＝強制執行を大学当局は、責任を取り、まず第一に仮処分を撤回する事を全学共闘会議に結集する数万の学生は強く要求する。

上記の事について全学共闘会議は、大学当局に対して次の要領で大衆団交を要求する。

記

- ① 大衆団交
- ② 9月24日 午後3時より
- ③ 法学部一号館大講堂
尚、右大衆団交に全理事が出席する事を要望する。
以上についての返答は、9月21日午後8時迄に理工学部（一号館）に返答せられたい。

以 上

回 答 書

昭和43年9月21日

日本大学会頭

古 田 重 二 良

日本大学全学共斗会議議長

秋 田 明 大 殿

要求項目に答える

I. 学生の自治活動に関する第一の要求を原則として認める。

- ① 学生諸君の大会における集会その他の自由に関する現行の規則の体系を破棄する。大学はすでにこの決定をなし、その実施のため指令を各学部に対して発した。
- ② 学生指導機構などの改革について
 - (a) 指導機構を解散、改革する。学生諸君が大学において快適な生活と学問的生活が送れるように万全の施策を講じる。
 - (b) 各学部の人事については、各学部自治の原則を犯さないようにするため学部での協議に委ねる。
 - (c) 本部体育会の解散・改革に関しては、すでにその方針を発表したとおり実施する。運動部は正規の教育の体系に組み込まれるから、これに対する教育行政的介入は不可能となるし、又これをする意図は毛頭ない。
- ③ 学生会館の建設を認めるが敷地を有しない学部は、その獲得に努力し、建設ののちはこの会館を学生諸君が自律的、自主的に利用し、健全な学生生活のホールとすることを期待する。

II. いわゆるヤミ給与について

- ① 大学が役教職員に対し、19億余円の研究費、その他の支出による源泉所得税の未収未納問題を起し、大学の信用を傷つけたことを学生諸君、父兄、校友及び社会に対して衷心からおわびする。
- ② 経理は細密に全面公開し、定期的にこれを実施する。
- ③ 第1号の支出を受けた役教職員の氏名、金額を公表することは個人のプライバシーの侵害となる恐れがあるので、その方法を充分検討する。

III. 全理事総退陣について

理事会は責任を痛感して大学の近代化と体質改善のために急速にその実現を期するため寄附行為改正を行なう。

法人全役員は寄附行為が改正され、新寄附行為が発足した時点においてやめる。

会頭制、名誉職制等の廃止もこの改正作業のなかで現に進められつつある。

IV. 今回の学園紛争に関する処分について

理事会は、今回の学園紛争が大学の近代化のための改革要求であることの本質をふまえて処分者を出さないことを要請する。

しかし本来、処分権限は各学部教授会の自治に専属するものであって、理事会がこれに干渉することは、大学の自治の根源を危くする。そこでこの問題は各学部次元での協議を委ねる。

大衆団交に関する工斗委との文書交換

昭和43年9月29日

日本大学工学部斗争委員会

委員長 大 塚 規 雄[㊤]

日本大学工学部長

広 川 友 雄 殿

申 し 入 れ 書

工学部大衆団交を円滑に運営していくための実施方法を貴学部当局と予備折衝の場をもって話し合いたいと思っている。我々としては大衆団交を大衆次元確認の場として、又相互が問題をより早く解決するための理論斗争の場として位置づけている。

予備折衝を申し入れるとともに貴学部当局の誠意ある回答を望んでいる。

記

1. 予備折衝の日時及び場所は、貴学部当局に一任する。
2. 予備折衝の出席者は双方十名以内とする。
3. 議題は「工学部大衆団交の実施方法について」とする。
4. 工学部大衆団交は別紙に定めるところのものとする。

別 紙

1. 日時 昭和43年10月2日 午前9時30分

1. 場所 管理棟前

1. 要求事項

1. 8月31日期限付き見解を出しえなかった教授会糾弾
2. 工学部報（3号・4号）撤回
3. 工学部準則31条撤廃
4. 電話を開通せよ
5. 授業再開を撤回せよ

以上

昭和43年10月3日

日本大学工学部斗争委員会

委員長 大塚規雄^印

日本大学工学部長

広川友雄殿

申し入れ書

左記の内容において工斗委主催の大衆団交を申し入れる。

記

1. 日時 10月4日 学生大会終了後即時開催
1. 場所 体育館
1. 要求事項
 1. 学部大衆団交を拒否した事を自己批判せよ。
 2. 夏休み中に於ける歪曲した文書策動を謝罪し父兄並びに全学生に対してその意を表明せよ。
 3. 8月31日期限付で工学部から提出した理事者に対する要求は何ら回答がなされなかった。この事に対し当局は自己批判すると共に全学生の前で謝罪せよ。
 4. 9月4日以後の策動、すなわち11日開成山集会、工学部報に見られる一方的見解（不法占拠）24日新実験棟封鎖解除及び授業開催等、学生の分断策動をとった事に関して自己批判し、全学生の前で謝罪せよ。
 5. 夏休み課題及び9月以後の授業（事態収拾まで）を全面廃棄せよ。
 6. マイクロバスに関し、早急に学内に保管する事を約束したにもかかわらず、学外の一商店に委ねた事を自己批判し、今後学生を主体として使用权を認めよ。
 7. 図書館、体育館、新実験棟の建設工費とその過程を説明せよ。
 8. 集中制御（モニターマイク）を取りはずせ。
 9. 部室をつくれ。
 10. 学生会館ができるまでの間、図書館ホールを学生会館に代るものとして学生の自主管理の下で利用を認めよ。
 11. 今回の斗争をかかえる事態にまで陥らせなおかつ学部に見られる一連の古田体制にゆ着した策動をとった事に対し学部の責任者として自己批判し即時退陣せよ。
 12. 9月30日全学大衆団交の内容はすべて認めよ。
 13. この斗争に関して処分者は一人として出さない事を確約せよ。

以上

昭和43年10月3日

日本大学工学部長

広川友雄^印

日本大学工学部斗争委員会

委員長 大塚規雄殿

10月4日大衆団交についての申し入れに対し左の回答をする。

1. 大衆団交には応ずる意志がない。
2. 理由 貴委員会からの第1回第2回大衆団交の申し入れに対し、その都度回答にのべたように、大衆団交とは決して話し合いを通しての合議の場ではなく、一方的な要求事項を大衆の圧力下に貫徹しようとする場である。大学の自治はすべての人の自由な討議を保証するところに存する。封鎖下における大衆団交のような大学の自治を否定すること甚だしいものに対しては、工学部は今後は一切応ずることができない。

マイクロバスに関して

9月上旬からマイクロバスを市内の商店にその保管を依頼していたが、9月29日、数名の学生が持ち去り、工斗委が使用していることが判明した。その時の往復文書は次の通りである。

昭和43年9月30日

日本大学工学部斗争委員会

委員長 大塚規雄^印

日本大学工学部長

広川友雄殿

通告

9月4日工学部斗争委員会が校舎その他を自主管理するに至った時、体育科の講師にマイクロバスを貸し出した。それ以来マイクロバスが不明だったので、斗争委員会として盗難届を出す用意をしていた。しかし、9月29日そのマイクロバスを発見したので、再度工学部斗争委員会でマイクロバスを自主管理することをここに通告する。

昭和43年9月30日

日本大学工学部長

広川友雄^印

日本大学工学部斗争委員会

委員長 大塚規雄殿

通告

昨29日午後3時過ぎ、大学が倉島商店に保管を依頼していたマイクロバスが盗まれた。

そのマイクロバスを貴斗争委員会で使用しているが、直ちにその使用をやめ、返還についての具体的な方法を10月1日午前10時までに知らせられたい。

昭和43年10月1日

日本大学工学部斗争委員会

委員長 大塚規雄

日本大学工学部長

広川友雄殿

通 告

我々工斗委のマイクロバスに関する見解は昨30日付の通告に示したとおりである。よってマイクロバスは我々の管理のもとにおいて倉島商店に一時預けるものとする。

以 上

4年生の授業について

9月27日の新実験棟の再封鎖以後、建築科4年の授業は10月11日より、電気科の授業は10月9日よりいずれも郡山技能センターにおいて実施されている。9月30日以来、神明下公民館において実施されていた機械科4年の授業は、10月24日以後郡山学院に場所を移して行なわれている。土木科の授業は10月29日より笹川公民館において実施されている。工業化学科は、11月4日より郡山技能センターで始める予定である。

尚、各科とも4年生に関する一般科の授業は、毎週火曜日、水曜日の両日郡山技能センターにおいて実施されている。

1. 2. 3年生の授業は、現在行なわれていない。

一般科教育講座について

1年生の希望者を対象とした第2回一般科教養講座が10月5日から12日迄、笹川公民館において開講された。講座内容は「体力づくり」「自然界トビックス」「英米人の生活感覚」等で、毎日午前9時30分から12時迄行なわれた。

校舎火災事件

10月14日午前3時頃、一部学生(約150名)と本館を占拠している工斗委とが衝突し、最初石などを投げ合っていたが、そのうち用意していたとみられる火炎ビンや火のついた角材を双方が投げ合い、このため4時半頃本館東側1階に燃えうつり火災となった。この為教職員、学生が消火にあたり又急報により郡山消防署はじめ隣接消防団から消防車がかけつけ消火にあたった。

しかし、バリケードなどがあって消火作業ははかどらないまま、1階東側の用務員室、医務室、印刷室など合計525平方メートルを焼いて1時間後鎮火した。この間学生、消防署員に数名の怪我人が出た。

尚、翌15日東京より全学共闘会議の学生20数名が来て、工斗委とともに管理棟を再占拠した。

工斗委員との話し合い

15日の夜、対策委員会を開催中、学内で不穏な動きがあるとの情報が入り、再び不祥事件を起こさせてはならないとの意向で、18名の教職員が情報確認と説得をかねて、7時半頃出かけた。しかし、数時間経っても連絡がなく、心配していたところ、10時前に全学共闘会議の学生が職員一名を伴って使いに来て「現在、先生方と話し合っているので、出来るだけ多くの先生方に来てもらいたい」との意向を伝え再び職員を伴って帰った。教職員の間では、全員軟禁されているのではないかと不安が高まり結局、委員長以下十数名の教職員が10時半頃から出かけて行き、図書館2階で、翌日午前2時頃まで話し合ったが、工斗委との今後の折衝に相当な困難のあることが感じられた。

広川学部長辞任

10月14日未明に発生した本館火災と学生間の乱斗などの不祥事件の責任をとって、工学部長は役職辞意の態度を表明、15日辞表を日本大学本部に送付した。

学部長辞任問題を教授会は10月19日、20日の両日にわたって慎重に審議した結果、これを承認した。

また、片山、横井両学監、外木指導委員長、新田副指導委員長、常任指導委員の辞表を広川学部長が受理したとの報告があり、教授会はこれを了承した。

紛争対策委員会の動向(11月24日現在)

紛争解決のため委員会は、10月7日、7つの小委員会を組織し、当面の問題と工学部のビジョンについて直ちに検討に入った。

対策委員長に菊池教授、副委員長に小倉教授を選出した。学園の正常化について対策委員会は10月10日「当面する学園の正常化を円滑に処理するため組織化を完了し、現在学園民主化の諸問題に対処中である」旨で掲示をした。

10月14日早朝火災事件が生じ、その午後一部学生との話し合いを行なった。事態収拾へのその後の紛争対策委員会の努力にもかかわらず、工斗委との関係は依然として膠着状態にあり、この際新しい方をお願いして、局面の打開をはかりたいとの所信から菊池委員長が辞任した。

10月23日、新委員長に小倉教授を選出した。副委員長には福地助教授が決定した。渉外委員会では工斗委の要求項目を検討し、その大半の結論を出している。組織委員会は新旧組織を検討し、大旨新機構案の作成を終わっている。

教育研究委員会は工学部の教育についてのビジョンに取り組んでいる。建設管理委員会では、工学部としての現在及び将来にわたる全体計画に基づいた建設案を

検討立案した。この中には学生会館も含まれている。

なお、10月14日、学内において学部長・菊池委員長より話のあった学部集会の件については、混乱をまねくおそれもあり、また時期尚早との意見もあって、ひとまず延期することにした。

各科主任決まる

学部長辞任後、新体制樹立の一環として、各科主任を改めて選ぶことになり、10月21日各科毎に行なった結果、土木・木村喜代治、建築・幸田太一、機械・一色忠夫、電気・本間磐、工化・宇野原信行、一般・西本勝之の諸先生が新主任に選ばれた。

日本大学学則第31条とは

日本大学学則第31条(短期大学部は学則第27条)

学生心得に関しては、別にこれを定める、とある。さらば学生心得とは、

団体、集会、印刷物その他に関する規程

第1章 団 体

第1条 学生が学部内において団体を結成しようとするときは、指導教職員を定め所定の様式により学生課を経て所属学部長（本部においては学生部長以下同じ）の許可を受けなければならない。

各団体は、毎年5月末日までに指導教職員連署の新年度団体名簿を学生課に提出しなければならない。この際届出のない団体は解散したものとみなす。

第2章 集合及び合宿

第2条 学生が学部内で集合を行なおうとするときは、その責任代表者は期日3日前（部外者が参加する場合は1週間前）までに所定の様式により学生課を経て所属部長の許可を受けなければならない。

学生が集会のため学部内の施設を使用しようとするときもまた同じ。

集会の結果については学生課を経て直ちに学部長に報告しなければならない。

第3条 学生は指導者又は講演者などを依頼しようとするとき交渉前に学生課を経て学部長に報告しなければならない。

第4条 学生が合宿または見学するときは集会に準ずる。

第3章 掲 示

第5条 掲示（立看板を含む）しようとするときは掲示責任者氏名を記載した現物を呈示し、学生課を経て学部長の許可を受けなければならない。

掲示期間は1週間以内とする。

第6条 掲示は所定の掲示場の外に掲示してはならない。

ただし特に許可されたときはこの限りでない。

第4章 印 刷 物

第7条 学生が学部内において印刷物を刊行または配布しようとするときは、予め責任者を定めその現物若しくは原稿を学生課に提出し、学部長の許可を受けなければならない。

第5章 そ の 他

第8条 学生が学部内において署名運動、世論調査又は寄付金募集等を行なおうとするときは、その責任者は予め学生課を経て学部長の許可を受けなければならない。

前項の行為の結果については学生課を経て直に学部長に報告しなければならない。

第9条 学生が学外で日本大学の名称を冠した名をもって前各号に該当するときは本準則による。

第10条 前各条において許可又は承認を受けた事項についてその内容に変更があった場合はあらためて許可又は承認を受けなければならない。

第11条 学生又はその団体の行為が本学の秩序を乱すおそれがあると認められるときはこれを禁止または解散させることがある。

日本大学の源泉所得税の調査結果について

東京国税局長談話

1. 東京国税局は、去る2月以降日本大学に対して源泉所得税調査を行なってきたが、その結果が最終的にまとまった。これによれば、同大学が昭和40年から同42年までの3年間に支給した金額のうち今回の調査により源泉所得金額は19億3千万円となる。これについて

同大学に対し行政指導を行なった結果、同大学は自主的に本税額約8億4千万円を納付するとともに、当局が決定した加算税額約1億9千万円の納付をこのほど完了した。

当局は同大学の本部、全学部ならびに2付属高校に

ついて調査をしたがその際、大学側は調査に対し終始協力的であり、殊に龐大な帳簿、資料額についての説明作業にあたっては時恰も卒業および入学時期であったにも拘らず、当局の要請に応じ協力した。

2. 今回、当局が同大学を調査の対象に選定し、税務署にまかせることなく自らその調査に当たった理由は次のとおりである。

第1に、従来法人税の納税義務のない学校法人等についての、源泉所得税の納付状況について必ずしも十分には把握できていないこと 第2に、特に同大学は教職員5千人、学生10万人を擁する本邦最大の学校法人の1つであり、予算規模も他に類のない大世帯であること 第3に、従って各学部所在地も同一税務署内になく、ひろく数署にわたって散在しており、国税局自らがその調査に当ることが能率的であると認められたことなどによるものである。

従って今回の調査は、通常の規模の法人に対して、各税務署が定期的・循環的に行なう一般の源泉所得税調査と異なる趣旨のものではないが、ただ対象法人の規模に照して直接国税局が担当したものである。

3. 調査の内容については、特に他の学校法人についても参考となるべき事項があるので、この際主な点を簡単にとり上げて説明することとする。

イ 賞与各種手当、慰労金等の項目により定期または不定期に支給していた金額についてはすべて給与と判断し、課税の対象とした。

ロ 旅費、車代、視察費等の項目により支給していた金額については、1件ごとに実費を精算するか、またはあらかじめ適正に定めた支給基準に基づいて1件ごとに支給していた場合を除き、通常取扱いに従い課税の対象とした。

ハ 渉外費、研究費、図書費等の項目により支給された金額については、それがいわゆる実費弁償的なものとして判定し得るに足る資料等のある場合を除き、通常取扱いに従い、給与と認定して課税の対象とした。

なお、上掲のように同大学における源泉徴収もれについては、所得税を故意には脱しようとする意図があったとは認められず、税務に対する認識が不十分であったことから生じたものが大部分であると認められるので、今後当局としては源泉所得について一層税務指導を強化する必要を痛感した次第である。

昭和43年7月9日

東京国税局長補足談話

以上説明したとおり。今回の源泉調査の結果日本大学には、使途不明と認められるものは発見されなかったし、またいわゆる脱税というべき事実は認められなかったものである。

日本大学理事会表明（6月25日）

日本大学理事会は、学生会、全学共闘会議、学友会、文団連、県連、体連、教職員、父兄および20数万の校友その他すべての学生諸君、社会の人々に対して重大な決意をもって、以下のとおり見解を表明するものである。

日本大学が、わが国屈指の巨大総合大学であり、いかなる力にも屈しない教育と、学問研究の府であったことをわれわれは深く信じ、高くほこりとしてきたところであるが、他大学と比較して異常というべきこの発展と拡大の過程を分析してみると、そこに大学の近代化をさまたげ、民主的発展を阻害する幾多の諸問題が自然発生的に生じてきた事実を否定することは出来ない。

世にマンモス大学という名称をもって、わが大学を指すとき、そこに複雑な意味がこめられ、とくに、それは、わが大学の体質への批判であったこともわれわれは感じとっていたのである。

しかし、創学の歴史は古いといっても、その背後に強固な財政的基盤を有しないびょうたる私学が独自の発展をなしとげるために、その過程においては止むを得ないことであったと考える。

しかし、今日学問と教育をめぐる世界の客観情勢は急激に変化し大学の体制そのものも漸進的改善による理想体制への移行という手段にうったえるのでなく、一挙に古い体制から新しい体制へと変革しなければならない段階に到達しつつある。このことは、とくにわが大学の体制について妥当するものであると思ふ。

われわれは、すでに深く諸情勢を分析し、未来を展望して、わが大学の理想的近代体制確立への準備に着手していたのであるが、最近における各学部教授会、その他から要望勧告をはじめ、多くの学生諸君の急進的要求にこの際素直に応え、漸進的移行政策を捨てて、急速に新しい体制への路線を開くこととした。

この意味でわれわれは、わが大学の末来像近代的体制への基本を示すということではなく、古い体制に決別を告げ、新しい体制へ移行する変革の条件をここに示したいと考えるものである。

もとより以上の体制的変革をなしとげるためには、無数の手段と条件とがあり得よう。しかしわれわれは、近々の間に手段をとり、早急に実行に移し、成果を得て、新しい体制を創造するための変革をなしとげる。そのために以下にあげる19の政策が絶対的な条件となるものと考え、それぞれの機関にかけて実現をは

かる。

1. わが国の大学制度に例をみない特殊な身分制、職制を廃止する。
2. 理事選出の母体となる評議員組織、寄付行為を近代化の方向にそうよう改革する。
3. 大学は深遠な学問と教育の府であるので、教育の中立を堅持する。
4. 総長の選出は全専任教授の選挙とする。
5. 本部機構の徹底的な簡素化を図り、近代化する。
6. 従来から構想してきたのであるが、体育会を改革し大学教育の一かんとし一層強化するよう近代的に体質を改善する。
7. 本部直轄の各種研究所を解体統合する。
8. これまでの特に本部学生指導機構を改革する。
9. 経理を公開する。近代的会計ルールを確立し、公認会計士による監査制を採用、その結果を公表する。
10. 学内財政上止むを得ない限り授業料は上げない。
11. マスプロ教育の非難されるあらゆる問題について早急に是正し、適正規模の近代的教育を実現する。
12. 入学者数は適正規模で決定する。
13. 全学的にカリキュラムを再検討する。
14. 学則第31条の準則を改める。
15. 主として文化系のゼミナール制の徹底強化をはかる。
16. 市街地学部においては早急に学生の広場を作るよう努力する。
17. 学生の自治組織確立のため、全学生の選出方式による民主的組織の確立を望む。
18. 経済学部における衝突、傷害事件については、その加害者につき、公正な真相調査委員会を組織し、その結果を得て処分する。
19. 大学の近代化、即ち本大学の規模、組織、機構の改革、事務特に経理の改革、4年制大学の体質改善、総合大学院の新建設、異色ある研究の拡充をはかる。

また人事の交流、教員組織の強化を実現する。これらを促進する為各学部が自主、独立制を強化し、専決することの事項の範囲を拡大する。

以上は直に着手し、実現をはかるべき政策であるが、われわれは、こうした基本政策をいただきながら断固として改革をなし得なかったことについて、今日強く責任を感じるものである。また多くの人々の指摘を受たことを深く反省し、自らを批判し、これを実現して、新しい近代的な体制を創造する基盤を作りあげたいとの決意を有するものである。

もとよりわれわれは、いまひとまず以上の体制的変革のための移行の政策を実現しその上で、その進退を決する覚悟である。

校 友 会 報 追 録

12月1日以降の工学部に関する経過について

12月1日 学園問題に関して、学生各グループと連日話し合い

3日 寄附行為改正案、理事会決定

6日 寄附行為改正案を評議員会で可決、同日附で理事、監事、評議員、総退任

〳 工学部闘争委員会と今後の話し合いの趣旨に関して説明

12日 工闘委に14日の集会その他に関して申し入れ、話し合い

14日 午後1時より大講堂で学部集会、学生約3,000人出席

学部長、紛対委員長より工学部見解について説明、質疑応答の後4時半閉会

16日 午前10時より午後3時まで学生集会、学生1,300人出席

17日 午後1時より4時半まで学生集会、学生400人出席

19日 午後1時より3時まで学生集会、学生200人出席

23日 午後1時より大講堂で学部集会開催